

平成 28 年 9 月第 333 回 定例会（第 2 日 9 月 28 日）

[発言方式：一括]

1. 第 3 次行革プラン 3 年目の総点検における課題と検討方向について
2. 第 2 次補正予算等を生かした地域創生加速策について
3. 若者の政策形成過程への参画の推進について
4. 障害者施設の安全管理体制の確立について
5. 手話言語やコミュニケーションを促進する条例の制定について
6. 豊かな海の再生について
7. 住宅耐震化事業の見直しと再強化について
8. 和教育の推進について
9. 第一線で活躍する警察官にスポットを当てる広報啓発の推進について

【質問者】伊藤勝正

① 公明党・県民会議の伊藤勝正でございます。

会派を代表いたしまして、早速、以下 9 問、一括方式にて質問をさせていただきます。

最初の質問は、第 3 次行革プラン 3 年目の総点検における課題と検討方向についてであります。

平成 30 年度を目標年次とする第 3 次行革プランが残り 2 ヶ年となりましたが、県民のご理解とご協力のもと、不断の取組を進めてきた結果、当初予算の財政フレームベースで、今年度の収支不足額は 320 億円まで減りました。収支均衡の実現と将来にわたる持続可能な行財政構造の確立に向け、ようやくゴールが見えてきたところであります。

今般の総点検における課題と検討方向については、8 月に行われました行財政構造改革調査特別委員会の席上において、我が会派の主張を述べさせていただきましたが、改めて 3 点指摘しておきたいと思えます。

まずは、一部の事務事業の削減についてであります。行革目標の達成に向けて、さまざまな経費節減策、事務改善策を進め、県民の理解を得ながら取り組んできた事務事業のうち、特に老人医療費助成事業等について、なぜ、更なる削減に取り組まないといけないのかという点であります。時代の変化、国の制度改正、あるいは県と市町の役割分担、また受益と負担の適正化などを踏まえた事務事業の見直しには一定理解いたしますが、これらの事業は、国の地方財源の抑制下においても、財政フレームにおいて既に織り込み済みだったことから理解ができません

①-2 2 点目は、投資的経費の県単独事業についてであります。県単独事業の実施は、地域での雇用を生み出し、地域間交流を盛んにするなど、地域創生の観点からも、今までにも

増して重要な事業であります。

先般、我が会派で市町の要望会を開催し、但馬・丹波・淡路地域を訪問いたしました。市町からは県単独事業の予算が入らず、事業が進まないとの意見が多く出されました。例えば、県道の通学路安全対策では、学校・警察・地域住民を交えて危険箇所の調査を実施いたしました。対策として必要となる歩道の拡幅や水路のふたがけ等の予算が十分確保されていないとのことでした。

これらについて、県は、行革を進める中であっても、地域創生を支える基盤整備を推進すると言いつつ、財政フレームを見てみますと、投資的経費の県単独事業は、平成 19 年度の 1,120 億円から平成 30 年度の 575 億円と約半減となっております。これでは地域の基盤整備ニーズに十分応えられないのではないかと危惧するところであります。

①-3 3点目は、これらの事業費が削減される一方、行革の目標達成に向けて率先した行動を実施する責務がある特別職の給与抑制措置を段階的とはいえ縮小されている点であります。

行財政構造改革審議会、あるいは行財政構造改革県民会議の議論も踏まえ、平成 27 年度以降、給与抑制措置を縮小できるという財政状況になったこと等を勘案して実施された一般職の給与抑制縮小については、職員の士気低下という問題があるほか、他の自治体間とのバランスも見ることがあることから、一定理解をいたしますが、併せて、特別職についても縮小を開始している点には疑問が残ります。

特別職は一般職員とは違い、最終的には行革推進を見届け、仕上げるという大きな役割と責任があります。

行革プランの進捗状況や県民への協力をいただいている点等を考慮するならば、一般職員給与とは一線を引き、別々にしっかりした政策判断に基づいて議論していくべきものと考えます。

以上3点に加え、今回の見直しに当たり、平成 31 年度以降の新たな行革に取り組むか否かを含めた行財政のあり方について議論することとされておりますが、期日と目標を定めて、県民の皆様にご協力をお願いして、これまで取り組んできたこともあり、ここは一旦、平成 30 年度で目標を達成したことを県民に示し、けじめを付けて行革を終了させるべきと考えます。

これらの点については、今後、企画部会案の作成に向けて検討が行われるかと思いますが、現行行革期間での最後の総点検となることを踏まえ、どのように行革に取り組まれるのか、知事のご決意をお伺いいたします。

② 次に、第2次補正予算等を生かした地域創生加速策についてお伺いをいたします。

地域創生戦略スタートの本年、各県民局・センターや市町ごとに地域創生戦略が策定されており、戦略の着実な推進が図られております。戦略は、各施策や事業の進捗状況を明確に

するために、K P I——成果指標を示したアクション・プランのもとで進められており、進捗管理が徹底され、実施状況については、有識者で構成する兵庫県地域創生戦略会議にて検証されます。そして、その結果が今定例会に報告をされました。

私も地元県民局の地域創生戦略会議にオブザーバーとして参加し、進捗状況などを確認させていただきました。率直に申し上げますと、県民局単位ということから予算規模が小さい中、大変苦勞して戦略を策定されているなどということ、そして県民局単位の地域ビジョンとの違いが見えない、人口動態などの地域傾向に基づく他地域との差別化戦略がない、市町との連携が不透明などの印象を強く持ちました。

人口の自然増、若者のU J I ターン等による人口の社会増や地域・中小企業の元気づくりの実現に向けて、これまで以上に県と市町が協調し、各地域の個性に応じた重点的な施策展開が望まれるところであります。

折しも国において、地方や中小・小規模企業に配慮した2016年度第2次補正予算が9月26日開会の臨時国会で審議をされます。内訳は、一億総活躍社会の実現加速、21世紀型のインフラ整備、英国のEU離脱への対応と中小企業、地方の支援、熊本地震や東日本大震災からの復興と安全・安心、防災対策の強化などからなっております。

これらの中には、兵庫県地域創生戦略の中でも重要な位置を占める若者の流出対策、子育て・介護の環境整備、中小企業の経営力強化や生産性向上支援が含まれるほか、水道施設の水質安全・耐震化対策などの老朽インフラ整備も盛り込まれているなど、いわば生活密着型補正予算と言えるでしょう。

県としては、国の制度や補正予算で提案された地域創生に向けた施策を最大限活用して、兵庫の地域創生を一層加速していく好機であると考えますが、補正予算等を生かした地域創生の今後の展開について、当局のご所見をお伺いいたします。

③ 3点目の質問は、若者の政策形成過程への参画の推進についてであります。

平成28年7月10日に実施された参議院議員選挙において、18歳選挙権が実現し、10代の投票率が20代・30代を上回る投票率であったこともあり、若者の政治的関心を高める動きが注目を浴びております。若者の政治離れが叫ばれて久しい今日、このような好機を逃すことなく、あらゆる方策を講じて若者の政治的関心度を高める必要があると考えているところであります。

若者への支援策として、就労支援や住宅支援など地域創生に資する条例や補助制度が多い中、若者の意見をダイレクトに政策に反映させるために、若者が政策形成過程に参画できる仕組みを作っている自治体もあります。

愛知県新城市では、市民全体で若者を応援し、若者が、学校や会社に限らず、地域活動、市政等のあらゆる場面で、より一層その能力を発揮して活躍することができる環境を整え、この街に住みたいと思える魅力ある街を作り上げておられます。

また、多くの若者が思いや意見を伝える機会を確保し、さまざまな場面でこれらを反映す

る仕組みを新たに作るとともに、若者も自ら考え、その責任のもと、主体的に行動することにより、若者が活躍する街の形成を目指し、若者条例が制定され、それを具現化するための協議の場として、若者議会が設置をされました。

本県においても、県民の参画と協働を政策理念に掲げ、県政を推進してまいりましたが、少子・高齢化が急速に進む本県において、若者の政治離れが進行すれば、若者の意見が政策反映されにくくなり、政治的影響力は低下し、結果、本県の沈滞化につながりかねないと危惧するとともに、若者にとっても、社会に参画することは、ふるさと意識を醸成し、自立心や主体的に生きる力を育み、将来、地域を支える人材を育成することにつながると考えるところでもあります。

そこで、地域社会へ貢献する取組のうち、若者の政策形成過程への参画を促す方策として、例えば、若者議会の開催、審議会等における若者の登用など、若者が県政への影響力を実感できるような取組を積極的に進めることが重要ではないでしょうか。若者の政策形成過程への参画の推進について、当局のご所見をお伺いいたします。

④ 4点目の質問は、障害者施設の安全管理体制の確立についてであります。

去る7月26日に、相模原市の神奈川県立障害者支援施設において、入所者19人が命を奪われ、20人以上が負傷するという未曾有の事件が発生いたしました。被害に遭われ、亡くなられた方のご冥福を改めてお祈りいたします。

逮捕された男性は、事件の4ヵ月前に措置入院をしていましたが、措置入院解除の際に転居を申し出たことから、行政機関などが本人や家族に直接会うなどの対応がとられず、措置入院解除の関係機関の対応のあり方が課題としてクローズアップされております。

先日、相模原市の障害者施設殺傷事件を検証し、再発防止策を話し合う厚生労働省の検討チームは、塩崎厚生労働大臣に中間報告書を提出いたしました。患者の継続支援のため、現行制度の見直しが必要不可欠との検証結果を報告されております。

本県では、昨年3月に、洲本市で住民5人が、措置入院歴のあった男性に刺殺された事件をきっかけに、精神医療のあり方について検討された結果、医師や保健師による継続支援チームを各健康福祉事務所に設置し、措置入院患者を入院中から支援し、退院後も継続的に連絡をとる、全国でも先駆的な取組をスタートさせております。また、措置入院解除を判断する医師に助言できる第三者機関の設置を検討するなど、着実に対策が進んでおります。

一方、今回の事件では、措置入院のあり方だけではなく、障害者施設の安全管理体制についても課題が挙げられております。もちろん地域の方々と長年にわたり交流を続け、開かれた障害者施設として運営されている施設も多くあり、そのような施設が再び地域から閉ざされた障害者施設に戻るようなことがあってはなりません。地域に開かれた障害者施設として社会と共生し、その上で施設の安全性の確保を図っていく必要があります。

新聞報道によりますと、8月に、兵庫県が県内の障害者入所施設を対象に不審者侵入対策について調査した結果、対応訓練をしていた施設はゼロ、危機管理マニュアルを作っていた

施設も2割にとどまっているとのことでありました。また、防犯カメラの設置は51%、警報ベルやブザーなどの設置も31%にとどまっているとのことであり、防犯設備の導入やマニュアルの整備が遅れている現状がうかがえます。

このような事件が二度と起きないようにするためには、障害者施設が防犯設備を整備して運営体制を見直し、障害者施設の安全管理体制を確立することが重要であり、県もそのための取組を進めるべきと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑤ 5点目の質問は、手話言語やコミュニケーションを促進する条例の制定についてであります。

障害者の差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が、本年4月から施行されました。この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

そのために、行政機関及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないと規定をされております。

その中で、本年5月、尼崎市内の飲食店で、滋賀県ろうあ協会の会員7人が予約をしようとしたところ、聴覚障害者であることを理由に、入店を拒否される事案があり、同協会が抗議し、その飲食店運営会社が謝罪する事態となったという報道がなされておりました。

報道によりますと、ファクスで予約を申し込んだところ、翌日、店長から、手話ができるスタッフがおらず、筆談での対応もしていないとの返信があり、断られたということでありました。

このことに関して、障害者に対する対応のあり方を巡る議論が起こっております。ネット上では、商売である以上、対応には限界があると店側を擁護する声や、日本語が分からない外国人よりずっと対応がしやすいのではないかなど、さまざまな意見が上がっております。

しかしながら、障害者差別解消法では、事業者は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならないと定められておりますので、やはり一般的には、筆談でコミュニケーションをとることが店側に過重な負担を強いているとは言えない場合は、筆談で対応するなど、合理的配慮が必要であると思われまます。

今回のようなケースをなくし、聴覚障害者の当たり前の暮らしを実現するためにも、手話や筆談を使用する環境を整備し、手話などの普及啓発を促進することは、障害者差別を解消する上で、行政の重要な施策の一つであると考えます。

そこで、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現していくために、県内一部市町をはじめ、全国の各自治体でも手話言語条例の制定が進んでいる状況から、兵庫県においても、早急に手話言語やコミュニケーションを促進する条例を制定し、意識啓発等を促進するべきと考えますが、当

局のご所見をお伺いいたします。

⑥ 6点目の質問は、豊かな海の再生についてであります。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が施行され、1年が経過しようとしています。改正された瀬戸内法では、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念が新設され、瀬戸内海の特徴、意義、保全目的などがより明確となりました。

瀬戸内海は、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活、なりわい及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地であること、及び国民にとって貴重な漁業資源の宝庫であることが明記され、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものと明示されました。つまり、世界に誇る景観と、そこで行われる漁業等の活動と、地域の元気の三つが調和した景勝地こそが瀬戸内海であり、このことを明記し、その保全に向けた具体的な取組を求める点で、今回の改正は意義があると考えます。

県では、長年にわたり、下水処理施設の栄養塩管理運転の実施拡大、河川堆積土砂の海への供給、大規模な漁場整備を行う第2の鹿ノ瀬構想、海底耕うんやため池のかいぼり等への支援、藻場・干潟の再生創出支援など瀬戸内海の保全と再生に向けた取組を推進してきましたが、今後は、改正瀬戸内法で定義された「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念を踏まえるならば、環境の再生・保全にとどまらず、自然と人々の生活、なりわい及び地域のにぎわいとが調和した豊かな海・瀬戸内海を目指すこととなり、浜の活力の再生、つまり沿岸地域の活性化、漁業の活性化に向けた施策も併せて一体的に取り組んでいく必要があります。

また、漁業が盛んな地域は、農業も地域の主要産業であることも多い上、ため池のかいぼり等を通じて農業関係者との交流も育まれてきていることから、取組主体の一員として参画していただくべきと考えます。

このように、基本理念を守るための具体策を推進するためには、従来にも増して環境行政と水産行政、県土整備行政、産業労働行政などの部局が連携した施策の一体的な推進、農業をはじめ多様な沿岸域関係者の参画と協力が必要となってきますが、改正瀬戸内法を受けて、豊かな海の再生に向け、いかに取り組んでいかれるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

⑦ 7点目の質問は、住宅耐震化事業の見直しと再強化についてであります。

先月24日、私は会派で熊本県の益城町を視察させていただきました。二度にわたる震度7の被災の大きさに改めて驚愕するとともに、今なお、倒壊家屋の処理や被災者の生活再建に奔走されている益城町の職員、地元議員の皆様のご活躍に心から感服した次第であります。そして、何よりも、被災された皆様が平穏な生活を取り戻すまでには相当な時間を要するであろうことに心を痛めた次第であります。

そのような中、益城町の町会議長や議員、町職員から、兵庫県がいち早く、しかも独自で支援を行っていただいたことに大変感謝をされておりました。今後とも、本県の経験を生かした支援を適宜行っていただきたいと思うわけであります。

さて、このたびの熊本地震で大きな被害が出た要因には、2回にわたる震度7の揺れがあったことや、2,000回を超える余震があったことは言うまでもありませんが、熊本県では、企業誘致などを進めていく上で、地震の起こらない県を標榜していたため、地震に対する対策が遅れていたとの指摘も出されております。

特に、益城町では、地震よりも台風に備えて屋根瓦を重くした木造建築が多く存在したため、全壊家屋が熊本県全体の約3割にも達するという、大惨事に見舞われました。

また、4月14日に発生した1回目の震度7の震災で倒壊を免れた家屋が、4月16日の2回目の震度7の揺れで多く倒壊したとのことでした。この教訓は本県でも生かさなければなりません。

1981年に施行され、2000年に強化された現行の耐震基準は、震度6強から震度7の揺れが起きても人命を守ることを目標としております。報道によると、国土交通省の有識者委員会は、現行の建築基準法の耐震基準について、概ね妥当と評価する方針を固め、耐震基準の大幅な改正は見送られるとのことであり、また、1981年以降2000年以前に建てられた木造住宅の被害が大きかったことは事実であり、基準の不徹底が指摘をされております。

県で実施している、ひょうご住まいの耐震化促進事業については、新耐震基準の住宅は補助の対象外となっておりますが、さきに申し上げました国の有識者委員会の議論を踏まえると、旧耐震住宅に加えて、新耐震住宅でも、一定の基準を満たせば補助の対象とするなど、住宅耐震化の取組を一層強化する必要があると考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑧ 8点目の質問は、平和教育の推進についてであります。

本年5月、バラク・オバマ米国大統領は、現職大統領として初めて被爆地・広島を訪問し、原爆死没者慰霊碑に献花するとともに、改めて、核なき世界を主導していく決意を示しました。先日、核先制不使用の宣言を含めた核軍縮策を検討していると報じられ、核なき世界、平和への流れを推し進めようとしております。

こうした核なき世界、平和を希求する意識の高まりの中で、今月の16日に、日米の高校生ら約50人が、平和をテーマに語り合う初の日米・高校生平和会議が国連本部で開催され、互いの国の立場を理解しつつ、原爆の怖さを共有し、核兵器のない平和な世界について話し合ったそうですが、このような機運を好機と捉え、教育現場において自ら考え、話し合うなど、実践的な平和教育を行うことは大変意義があります。

平和教育とは、ユニセフによると、紛争や暴力を防ぎ、紛争を平和的に解決し、平和を創出するような行動の変革をもたらす知識、技術、態度、価値観の促進プロセスと定義をされ

ております。海外では、停戦・和平合意が成立した後も、民族、グループ間の対立や憎悪感情が残り、居住区の分断、社会における人間関係の崩壊、社会の暴力化等をもたらしている地域も多いことから、平和教育は、単に戦争の悲惨さを伝えるだけではなく、その戦争を引き起こす根源的かつ身近な問題にも踏み込んだものが求められると考えます。

日本では、平和に関する特別授業など、講師を呼んだ上、講義形式で行われるもので、単発的に実施されることが多いと思いますが、単に戦争に反対する教育ではなく、例えば、教師が身近な暴力事件や、マスコミで報道された紛争などを題材に、平和や暴力について考えさせたり、生徒を中心とした議論を行うような授業を通年で定期的に行うことにより、戦争などの暴力は互いのコミュニケーションの欠如から始まり、平和を実現するためには、相互理解に基づくコミュニケーションが大切であるということに気付くのではないのでしょうか。

要するに、日常に生じる現実問題に目を向けさせ、非暴力的な人間関係を目指すための教育こそ、これからの国際社会で求められる平和教育ではないのでしょうか。

兵庫県においては、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、ひょうご教育創造プランを策定し、総合的な教育施策を展開しております。現在の第2期プランは平成26年度から30年度までの計画ですが、この計画には平和教育に関する方針がございません。

そこで、次期ひょうご教育創造プランでは、柱の一つとして、平和教育を掲げ、その位置付けのもとで、義務教育9年間及び高等教育までを見通した未来志向の平和教育推進計画を策定し、平和教育の充実を図るべきであると考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑨ 最後の質問は、第一線で活躍する警察官にスポットを当てる広報啓発の推進についてであります。

私は、平成27年度、警察常任委員会委員長として、1年を通じて警察の業務を調査・視察し、警察の業務が多種多様で、現場で活躍する警察官が安全・安心の実現を図るため、現場で汗を流し、奮闘している姿を目の当たりにさせていただきました。

県内の警察署などを視察する管内調査の場においては、さまざまな警察活動を視察させていただきました。安全に交通違反車両を取り締まるため、ドライビング技術を鍛え抜かれている白バイの訓練、治安警備や災害時の救助活動に従事する機動隊員の訓練では、ロープを渡ったり、水中でのアクアラング訓練を実施するなど、警察官がここまでの訓練を行っているのかと驚きました。

また、実戦的総合訓練では、犯人役の相手を職務質問し、何の嫌疑があるか分からない状態から、不審点を解明し、実戦さながらの職務質問訓練を行っており、報道で見ると簡単に検挙しているように思えますが、実際には、職務質問から抵抗する犯人を検挙するまでの苦労がよく分かった次第であります。

そのほかにも、ヘリコプターで治安を守る航空隊、海上の安全を守る警察船舶での活動など、それぞれの第一線における活動状況や、訓練風景を拝見し、県民の命を守るためには、

自らの命を守り、同僚とのきずなを強めるため、本当に厳しく大変な訓練や活動をしていることに驚き、また、このような訓練を行っているからこそ、私たちの安全・安心を守ることができる水準の警察官になり得るのだということを実感させていただきました。

それとともに、これら訓練などの様子は、多様な媒体を通じて、もっと県民に知っていただくべきと考えます。

一方で、残念ながら警察官が逮捕された事件や、処分された報道のたびに、警察のマイナス面ばかりが目立ち、第一線で活躍する警察官の士気低下につながっているのではと危惧するところでもあります。

私は、県民のために、時には、命を投げ出す覚悟で活動している警察官の姿をもっと広報啓発し、スポットを当てることで、身近なところで安全・安心を守るべく活動している警察官の真の姿を県民がもっと知ることになれば、体感治安の向上、さらには犯罪抑止や交通事故防止につながっていくのではないかと考えます。

そこで、テレビ等のマスコミ媒体やSNS等を活用し、第一線で活躍する警察官の姿をこれまで以上に県民に知らせ、その活動にスポットを当てる効果的な広報啓発をどのように推進されていくのか、当局のご所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

【答弁者】 知事（井戸敏三）

公明党・県民会議議員団を代表しての伊藤勝正議員のご質問にお答えいたします。

まず、第3次行革プランの総点検における課題と検討方向についてです。

行財政構造改革の目標とする平成30年度が目前に迫っています。しかし、平成28年度当初予算における収支不足額が320億円と、なお300億円を超え、震災関連県債残高も、いまだ約4,800億円に上っています。

さらに、国の経済・財政再生計画による地方一般財源総額の抑制や消費税率の引き下げ再延期に伴います社会保障財源の問題など、予断を許さない状況が続いています。こうした状況を考慮すれば、平成30年度における収支均衡などの目標達成に向けまして、選択と集中の基本姿勢を貫かねばならないと考えています。

併せて、今回の総点検では、地域創生戦略の推進や県政150周年を契機とする取組など、未来の兵庫づくりにつながる県政の新たな推進方向についても検討してまいります。

老人医療費助成につきましては、県民の平均寿命や健康寿命が80歳前後となる中で、65歳から69歳を老人として特別な対策を行う必要があるのかどうか、あるいは更なる特別な配慮の有無について検討したいと考えています。

投資単独事業については、震災復旧・復興のために大きく上回ってきた状況から、地方財政計画の水準にすることを基本に、道路整備、津波対策、老朽化対策など、本県独自の需要を踏まえて、投資水準を検討していきます。

給与抑制措置については、改革努力の一環として、職員の理解と協力を得て実施してきています。特別職も職員の一人なのではありますが、行財政運営の責任者としての立場から、より厳しい内容で取り組む必要があると考えています。今後の取り扱いは、そのような趣旨を踏まえて検討していきます。

平成 31 年度以降の行革については、これまで進めてきた構造改革をそのまま延長するということは考えられません。

一方で、平成 31 年度以降も税収の動向や震災関連県債等の償還が続いてまいります。不断の行革に取り組んでいく必要があると考えています。

ご指摘の点は、さきに行財政構造改革調査特別委員会でいただいたご意見や行革審議会、行革県民会議からの意見と併せて、趣旨を十分に参酌しながら、企画部会案の策定に取り組んでまいります。

第 2 次補正予算等を生かした地域創生加速策についてのお尋ねがありました。

このたびの国の持続的な経済成長と一億総活躍社会を目指す補正予算を活用して、兵庫らしい地域創生に向けた取組を更に強化することになりました。

人口の地元還流定着を促進する U J I ターン対策と、交流人口拡大対策を一層強化してまいります。具体的には、まず、大学生をはじめとした若者の県内企業への就職を進めるため、中小企業の従業員に対する奨学金返済支援を全国に先駆けて取り組みます。県外居住の第二新卒者が県内企業に就職する際の転居費用の支援等も実施します。また、全国各地からの移住相談に一元的に対応するため、東京に続き、神戸市内にもカムバックひょうごセンターを設置します。さらに、関西圏全体に、ひょうご五国の地域資源や住みやすさ等を紹介する「ひょうご博覧会 in 大阪」を開催いたします。

このような施策によりまして、県内への人口還流・交流人口拡大に向けたキャンペーンを展開してまいります。

一方、将来に向けた地域の活性化を促進するために、県立工業技術センター、ものづくり支援センター等への最新技術機器の導入を行います。また、Spring-8 の県ビームラインの効率化、自動化を進めます。人と防災未来センターや但馬牛博物館のリニューアルなども進めます。

このように県内の産業支援施設や集客施設の整備を図ります。

併せて、平成 30 年度の県政 150 年に向けスタートアップ・シンポジウムを開催して、兵庫県の歩みを次世代に発信するとともに、未来の兵庫の基本方向を探ってまいります。

これらの取組を一つひとつ着実に推進しつつ、市町の対策や県民局施策とも連携・協力を図りながら、未来への飛躍に向け、兵庫の地域創生を加速化していきますので、これからもご指導をお願いいたします。

若者の参画の推進についてのお尋ねがありました。

これまでも県民ニーズを的確に把握して、生活者の視点に立った県政を展開するために、県民の参画と協働の推進に関する条例に基づき、県行政参画・協働推進計画を策定して、県

民と行政が地域課題や県政情報を十分に協議し、施策や事業の企画・実施・評価を行う取組を行ってきております。

具体的には、まずICTなど各種媒体を活用した広報活動を更に推進します。

二つ目に、地域ビジョン委員会や地域夢会議等での県民との意見交換を更に活用してまいります。

三つ目に、県民モニターやさわやか提案箱、パブリックコメントによる県民意見の聴取を図ります。

四つ目に、地域福祉や防犯・防災等に取り組む推進員の委嘱や審議会委員の公募などにより、県民の参画を得た県政推進を行ってまいります。

特に、地域ビジョン委員会や夢会議におきましては、現役高校生や大学生等の若者の意見を発表していただき、その活動の参考にしていますが、地域ビジョン委員に占める若者の割合は5%ぐらいです。時間の関係もあって、少ないのが実情ですので、別途、関西広域連合でも行ったような若者との意見交換会なども企画してまいります。

まず、フェイスブック、LINE、ツイッターなどを活用することにより、県政に対する若者の関心を高めてまいりたいと考えます。

また、地域課題解決に向けた大学との協働事業や若者もターゲットとしたフォーラムを開催することを通じて、若者の県政への参画を促進し、若者の意見が兵庫県政に反映できるような努力を進め、兵庫の明日の実現を目指してまいりますので、今後ともよろしくご指導ください。

障害施設の安全管理体制の確立についてのお尋ねがありました。

7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件は、大変痛ましいものであります。犠牲となられた方々に心からの哀悼の意をささげます。

障害者施設における安全管理体制を早急に構築する必要があります。これらの施設が、警察への非常通報設備――ワンタッチ110番、防犯カメラ設置などを進めることができるよう、助成措置をとることにしました。

さらに、設備面からの一律的な対応だけでは限界がありますので、障害者施設協会と協働して実施した実態調査結果を踏まえまして、まず防犯マニュアルの作成をする。第2に、警察との合同による不審者侵入を想定した防犯訓練の実施を行う。第3に、地域住民を含めた関係機関との連携体制の強化などを行うなど、ソフト面での支援の充実について検討を進めていきます。

今後とも施設協会や家族の会とも密接な連携を図りながら、これまで進めてきた地域と一体となった開かれた障害者施設を目指すという基本的方向性は維持しつつ、万全な安全管理体制の構築に努めてまいります。

なお、今回の事件は加害者に対する措置入院後の支援が十分でなかったことが原因の一つとされています。本県では、本年4月から健康福祉事務所に継続支援チームを設置し、精神障害者が治療を中断することなく、地域で安心して暮らせるよう、入院中から支援を行っ

ています。

今後、全県での支援体制の構築を図ってまいりますとともに、病院等が第三者機関に助言を求めて退院措置を決められるような仕組みも検討するなど、精神保健医療体制の充実に努めてまいります。

豊かな海の再生についてお尋ねがありました。

瀬戸内海を豊かな海として再生するためには、従来の水質や自然景観の保全にとどまらず、沿岸域の環境の保全、再生及び創出と水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保など、総合的に取り組んでいく必要があります。

このため、近々、策定予定の瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画においても、従来型の水質保全等の環境保全の枠を超えて、まず、豊かな海を守り育てる栽培漁業の推進、二つに、漁業の担い手の育成、三つに、漁場環境観測システムによる情報提供、四つに、漁業者と農業者との連携によるかいぼりなどの協力、五つに、生物多様性の確保に効果的な環境配慮型護岸の整備などの採用、六つに、瀬戸内海に特有な景観を活用したツーリズムの推進など、さまざまな分野での施策を盛り込んでまいります。

県計画の推進には、庁内外の連携やさまざまな主体の参画が不可欠です。そのため県計画の策定段階において、関係府県と連携し、湾灘ごとに漁業団体、環境NPO、観光団体などの意見を聞きました。今後、関係者で構成する播磨灘等環境保全協議会により、県計画の点検・評価を行っていただき、その推進を図っていきます。そして、この取組を大阪湾にも広げてまいります。また、知事を会長とする環境適合型社会形成推進会議で相互調整し、部局横断的に推進してまいります。

今後とも、多様な主体の参画と協働により、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かで美しい里海として再生するための取組を進めてまいります。

住宅耐震化事業の見直しと再強化についてです。

今月12日に国が公表した熊本地震における建築物被害の原因分析を行う検討会報告書によれば、最も被害の大きかった益城町4地区の木造建築物1,955棟を調査した結果、旧耐震基準住宅の倒壊率が28%と新耐震基準住宅での7%と比較して顕著に高い。二つに、倒壊した新耐震基準住宅のうち9割以上が柱と土台とはりとの接合部の詳細な基準が明確にされた2000年以前のものであることが指摘されています。

これらの指摘から、旧耐震基準住宅の耐震化の重要性を改めて認識しますとともに、新耐震基準住宅のうち2000年以前の住宅への対応の必要が明らかになりました。しかし、接合部の確認や補強には、一般的には各接合部周辺の壁とか天井とか床の一部撤去が必要になります。

したがって、耐震診断や耐震補強工事を実施していくためには、より合理的な方法が求められます。このため、さきの報告書では、国及び国の研究機関に対し、こうした住宅の被害の抑制に向けた具体的な措置の検討を求められています。

本県では、まずは倒壊率の高かった旧耐震基準住宅について、全国でもトップレベルの補

助制度と草の根意識啓発により、その耐震化を一層促進することにしていきます。新耐震基準住宅については、国の検討状況を注視しつつ、被害抑制に向けた効果的な方策の検討に取り組んでまいります。

ともあれ住宅の耐震化につきましては、今後とも懸命に努力を進めてまいりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

以上、私の答弁とさせていただきます。

【答弁者】副知事（金澤和夫）

手話言語やコミュニケーションを促進する条例の制定についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語としての手話を含む意思疎通のための手段について、選択の機会が確保されるというふうに規定されております。

さまざまな特性を有する聴覚障害者のコミュニケーション支援にあつては、こうして言語として位置付けられている手話をはじめ筆談や要約筆記など多様な取組が必要でございます。

県においては、県立聴覚障害者センターを中心に、一つ目には、手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣、二つ目には、年間120回に及びます各種手話講座の開催、三つ目には、県主催イベントでの手話要約筆記等による情報配慮などの支援を行っております。また、四つ目には、音声の文字変換ソフト等のコミュニケーション支援アプリを登載したタブレット端末を県立施設等235ヵ所へ配布いたしております。このような形で総合的なコミュニケーション支援施策を展開しているところでございます。

今後とも、こうした実効性のある取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

一方、条例の制定につきましては、既に国内全ての地方議会において、手話言語法の制定を求める意見書が採択されておりますように、全国的な課題であると受け止めております。

条例よりも、むしろ法整備を行うことが重要であると認識しておりまして、県としては、今年7月に発足した手話を広める知事の会、加盟数36道府県に及んでおります。これに参画をして、他の府県とも連携を図りながら、国に対して手話言語法の制定を強く求めているところでございます。

どうかご支援をよろしくお願いしたいと存じます。

【答弁者】教育長（高井芳朗）

私から、平和に関する教育についてお答えをいたします。

第2期ひょうご教育創造プランにおきましては、その冒頭部におきまして、目指すべき人間像、そして培うべき力というのを基本として掲げております。

その中で、まず、目指すべき人間像としては、創造性やチャレンジ精神を持って国際社会に貢献できる人というのを掲げ、そのために培うべき力として、異なる文化や価値観を理解し、国際社会への平和や発展に貢献する力を示しておりまして、これを基本として、学習指導要領に基づいて、各学校の段階で系統的に展開しているところでございます。

例えば、小学校の国語科では、未来の社会についてという単元で、平和に関する資料を活用して、各自情報を集めて、それをもとに議論をする。お互いの意見を交換する中で、自らの考えを深めて、それを文章にまとめるといったような授業、あるいは社会科では、国際連合の働きや災害、医療、環境保全活動などを通じて、平和構築に果たしている日本の役割などを考えることで、平和の大切さを学習しています。

中学・高等学校の社会科では、国民の相互理解と協力が世界平和の実現に大切であることはもとよりですが、戦争などの歴史的事象の背景にある民族対立、宗教対立、資源の偏在、貧困の存在といったようなさまざまな要因、そして、それら相互の関連を考察する等、内容を深める学習を行っています。

加えまして、沖縄や長崎への修学旅行で、史跡巡りや体験者の話を聞くなど、平和の尊さの学習を行っている学校も多数ございます。

これらの取組は、ユニセフが定義する、いわゆる平和教育の知識・技術・態度・価値観の促進促進プロセスと、基本的には軌を一にしているものと考えております。

今後、平和に関する学習を各教科において、横断的かつ計画的に推進している学校の優れた取組を広く周知いたしまして、平和に関する学習を更に充実をしまいたいと考えています。

そうした取組を進める中で、ご提案のあった推進計画についても、その必要性も含めて研究をまいります。

【答弁者】警察本部長（太田誠）

第一線で活躍する警察官にスポットを当てる広報啓発の推進についてお答えを申し上げます。

議員からもご指摘のありましたとおり、第一線で活躍する警察官の平素の訓練風景などを広報することについては、警察活動への県民のご理解とご協力をいただく上で重要な活動と認識をしているところでございます。

県警のこれまでの取組として一例を挙げますと、例えば、全国で唯一警察として制作しているものでありますけれども、現在、サンテレビで月2回放映していただいております広報番組「こんにちは県警です」の中で、白バイ隊員や機動隊員による訓練を取り上げ、その録画したものを運転免許更新センターで放映して、講習においでいただいた方々へごらんいただくなどの取組をしております。

また、報道機関に対しては、航空機を使用した山岳遭難救助訓練や水害を想定した水難救助訓練を公開するなど、地道な訓練状況の広報にも努めているところでございます。また、こうした訓練風景については、県警ウェブサイトへの掲載も行っているところであります。

これらのほか、新たな試みといたしましては、昨年12月から兵庫県警察フェイスブックページというものを立ち上げまして、先般のサミット警備に向けた総合警備訓練の訓練風景でありますとか、熊本地震における支援活動などを掲載しているところでありますが、これらの中でも、阪神・淡路大震災発災当時の警察活動を記録した動画については、これまで

延べ約 24 万人の方に見ていただいております、実際に現場で奮闘している警察官の姿に多くの方々から共感が寄せられているところでございます。

県警察といたしましては、今後とも、例えば、SNS——ソーシャル・ネットワークシステムの更なる活用も検討するなど、各種広報媒体の特性を生かしつつ、警察官の姿や警察活動の実態を県民の皆様によりよく理解していただけるよう、創意工夫を凝らしながら、発信力の強化に努めてまいります所存でございます。

【再質問】伊藤勝正

では、何点か再質問させていただきます。

まず、行革プランと、あと第 2 次補正予算等を生かした地域創生加速策に絡めて再質問でございます。

老人医療費、確かに 65 歳から 69 歳の方、大変お元気だと思います。これ、特別な対応が必要かどうかという検討をしていくということでありまして、また、投資的経費の県単独事業についても、投資水準のあり方については検討していくということでありました。

ただ、今は地域創生を進めていく上で、やはり私も質問の中でも触れましたが、市町からこういう声が上がってくるということは、やはり今までの予算配分であるとか、そういったことに少なからず不満というか、満足をされていないという結果だと、私はその声を受け止めているんですが、もう一度、特にこの 2 点については、例えば、老人医療費の助成事業については、やはり定年後の安心ということにも、兵庫県に住んでよかったということにもなるんでしょうし、投資的経費の県単独事業については、やはり地元市町、また県民の皆さんが身近なところの整備、やっぱり県も頑張ってくれてるなというところをより実感をいただけるのではないかなど。むしろ、これは拡充していく方向で検討していくべきではないかなという観点から、この 2 点について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それがまず 1 点と、あと、若者の政策形成過程の参画についてであります。ビジョン委員会の高校生の参加、少ないかどうかは別といたしまして、若者の方が、例えば、自分は議員とか政治の世界には行きたくないけれども、やはり自分が思ったことが、こういう発言をすればこんな結果ができたという、政策に結び付けたという実感を持っていただければ、本当に政治といいますか、いろんな社会的な活動に対しての関心も非常に高まるのではないかなど私は思うんですけれども、この点、もうちょっと具体的に若者の意見が反映されるような仕組みというお考えがないのかどうか、この 2 点、お聞きしたいと思います。

【知事】井戸敏三

老人医療と言いましても、65 歳から 69 歳までの方々に対する特別の制度として、今後とも残すことが必要なのかどうか。65 歳から 69 歳の方々に、あなたは老人ですかと聞いたら、65 歳以上は高齢者とされているけど、自分はそうじゃないという方々が、きっと圧倒的に多いだろうと。ですから、そういう特別な制度をそのまま残すことの是非というのは、やはり議論をきちっとしとく必要があるのではないかな。

しかし、一方で、特別な配慮を必要とするという点があるなら、それはそれで、私が答弁

しましたように、その有無を踏まえた上で検討していく必要がある。そのような趣旨で申し上げたつもりです。

それから、単独事業の水準につきましては、答弁で申し上げましたように、復旧・復興過程においては、少々を無理をしても事業量を確保して、復旧・復興事業に充てていくということが不可欠でしたので、片方で基金による支援もありましたが、借金をあえてして整備を図ってきたという状況でありました。

相当程度、地方財政計画で保障されている財源を上回った水準にありましたので、ようやく地方財政計画の水準にまで引き下げてきた、見直してきたというのが、今の実情でありませぬ。

ただ、今後とも財政状況を考えてみますと、国の骨太の方針で、平成27年度の一般財源は確保するけれども、それ以上は保証の限りじゃないということになっています。

ただ一方で、社会保障全体の自然増収、国の予算で6,800億ほどある、これを5,000億に押し込んだとしても、大体半分ぐらいは地方負担が増えます。したがって、それらの財源を一般財源の天井がある中で、どこで面倒を見るかということになると、地方財政計画上は、単独事業の部分に負担を求めていかざるを得なくなる。したがって、単独事業が更に厳しくなる。こういう実情もあります。

震災復興対策事業をやったみたい、県債を活用して、地域創生などでそのような推進を図ってもいいんじゃないか、これも一つの見方だと思いますが、まだまだ私どもの県債活用力というのは、他の府県に比べて相当厳しい状況がありますので、その辺も見定める必要がある。

これらの状況を見た上で、一応、我々としては単独事業の水準は、地方財政計画の水準にまづ置きながら、しかし、できるだけ特別な配慮分を上積みしていく。例えば、緊急防災臨時対策事業など、特別の地方債を活用して上増しをしていくとか、あるいは災害関連事業などは、もう別個対策で対応をしていくとか、こういう努力を積み重ねていくようにしていきたいと思っています。

今回の補正予算でも、河川の稼働確保のために、4億円を措置させていただいておりますが、これはまさしく単独事業の典型でございます。また、最終補正段階で、更に必要があるということならば努力をしていくことが必要だ、このように考えているものでございます。

そのような意味で、まだまだ本県財政、十分とは言えない状況の中で、いろんな需要に応じていかざるを得ないということにつきまして、ご理解を賜りましたら幸いです。

もう一つ、若者の意見を聞くというのは、多チャンネルでないといけないというふうに思っています。ですから、ビジョン委員会とか夢会議でも、委員ではありませんけれども、高校生とか大学生のご意見を聞いたり、一緒に活動を展開したりしていただいております。

それから、関西広域連合でも、徳島で若者との意見交換会をやったわけですが、大変盛り上がった意見交換会でした。特に、若手職員と大学生との意見交換が大変意味があったというようなことの実績もあります。

それから、そういう意味で、もっと大学生や若者、なかなか勤めている方が出てきていただけないんですけども、大学生などの意見交換会をたくさんしていきたいと思っています。

それから、新しいSNSとか、ツイッターとか、LINEとか、フェイスブックとか、これらの活用は若干不真面目な場合も出てきますので、十分注意しながら、活用を更に進めていく必要があるのではないかと。特に、今どきの若い人たちは、そういうICTの方が意見を言いやすいというようなこともありますので、留意をしながら活用を更に図っていくということが重要なのではないかと、このように考えているものでございます。

具体的な事業の提案等もございましたら、ご指導いただくと幸いです。